

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

ゴールド会員制度設置要綱

(目的)

第1条 廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に、加齢その他の理由で就業はできないが、引き続き「会員」としてとどまり、就業活動以外のボランティアその他の活動等を通じて生きがいの充実と社会参加の推進を図る一環として「ゴールド会員制度」を設置する。

(ゴールド会員)

第2条 ゴールド会員は、定款第5条に定める社員とする。

(ゴールド会員の資格)

第3条 ゴールド会員は、概ね次の各号の要件を満たす会員とする。

- (1) 5年以上の在籍期間があり、かつ75歳以上の者であること。
- (2) 就業によらず、生きがいの充実や社会参加を希望する者であること。

(手続及び審査)

第4条 ゴールド会員となるには、別に定める申請をもって理事会の承認を得なければならない。

(権能)

第5条 ゴールド会員は、就業に関する事項を除き正会員と同等の権能を有するものとする。

(会費等)

第6条 ゴールド会員の会費は、正会員の年会費の3分の1を減免した額とし、ゴールド会員会費規程による。ただし、「なごみの会」の入会については、正会員と同額とする。

2 団体傷害保険及び賠償責任保険のゴールド会員負担は、前項の年会費によるものとし、これを超える負担を免除する。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

平成21年3月26日 施行

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。